

令和6年御嵩町議会第2回定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年6月12日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和6年6月12日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第1号 令和5年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
 - 報告第2号 令和5年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第3号 令和5年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
 - 報告第4号 令和5年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 - 報告第5号 専決処分の報告について（町道三反田一切木線擁壁補修（2期）工事の変更契約）
 - 報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について
 - 報告第7号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について
 - 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について）
 - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について）
 - 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について）
 - 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
 - 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
 - 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
 - 議案第31号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について
 - 議案第32号 御嵩町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について
 - 議案第33号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第34号 財産の取得について（小学校教職員用校務端末等購入）
- 議案第35号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について
- 議案第36号 工事請負契約の変更について（令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第2期防災工事）
- 議案第37号 工事請負契約の変更について（令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第6期防災工事）
- 議案第38号 工事請負契約の変更について（令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第7－2期防災工事）
- 議案第39号 財産の取得について（給食配送車購入）
- 発議第1号 御嵩町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第2号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第3号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議事日程第1号

令和6年6月12日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 5件

(1) 帯状疱疹ワクチン接種の助成制度創設を求める陳情

(2) 定例監査実施報告書

(3) 随時監査実施報告書

(4) 財政援助団体等監査実施報告書

(5) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和6年2月分から4月分まで）

町長報告 7件

報告第1号 令和5年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

報告第2号 令和5年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 令和5年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第4号 令和5年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第5号 専決処分の報告について（町道三反田一切木線擁壁補修（2期）工事の変更契約）

報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

報告第7号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 18件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について）

- 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 議案第31号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第32号 御嵩町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について
- 議案第33号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 財産の取得について（小学校教職員用校務端末等購入）
- 議案第35号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について
- 議案第36号 工事請負契約の変更について（令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第2期防災工事）
- 議案第37号 工事請負契約の変更について（令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第6期防災工事）
- 議案第38号 工事請負契約の変更について（令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第7－2期防災工事）
- 議案第39号 財産の取得について（給食配送車購入）
- 発議第1号 御嵩町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第2号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第3号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第5 議案の審議及び採決 4件

- 議案第34号 財産の取得について（小学校教職員用校務端末等購入）
- 議案第36号 工事請負契約の変更について（令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第2期防災工事）
- 議案第37号 工事請負契約の変更について（令和4年度南海トラフ巨大地震に

備えた亜炭鉱跡対策事業第6期防災工事)

議案第38号 工事請負契約の変更について(令和4年度南海トラフ巨大地震に
備えた亜炭鉱跡対策事業第7-2期防災工事)

出席議員 (12名)

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 議長 大 沢 まり子 | 1番 鈴 木 篤 志 | 2番 広 川 大 介 |
| 3番 山 田 徹 | 5番 可 児 さとみ | 6番 鈴 木 秀 和 |
| 7番 清 水 亮 太 | 8番 奥 村 悟 | 9番 伏 屋 光 幸 |
| 10番 高 山 由 行 | 11番 岡 本 隆 子 | 12番 谷 口 鈴 男 |

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|------------------------------|----------------------------------|
| 町 長 渡 辺 幸 伸 | 副 町 長 筒 井 幹 次 |
| 教 育 長 奥 村 恒 也 | 総 務 部 長 各 務 元 規 |
| 企 画 部 長 田 中 克 典 | 民 生 部 長 中 村 治 彦 |
| 建 設 部 長 早 川 均 | 教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 高 木 雅 春 |
| 総 務 課 長 土 谷 浩 輝 | 企 画 課 長 山 田 敏 寛 |
| まちづくり課長 荻 曾 弘 太 郎 | 税 務 課 長 丸 山 浩 史 |
| 住 民 環 境 課 長 金 子 文 仁 | 保 険 長 寿 課 長 大 久 保 嘉 博 |
| 福 祉 子 ども 課 長 古 川 孝 | 農 林 課 長 渡 辺 一 直 |
| 上 下 水 道 課 長 可 児 英 治 | 建 設 課 長 石 原 昭 治 |
| 亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長 木 村 公 彦 | 会 計 管 理 者 塚 本 政 文 |
| 生 涯 学 習 課 長 日 比 野 克 彦 | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------|---------------------|
| 議会事務局長 日比野 浩 士 | 議会事務局 書記 井 戸 芳 枝 |
|----------------|---------------------|

開会の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、令和6年御嵩町議会第2回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願ひします。

なお、NHK岐阜放送局様から撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

皆さん、おはようございます。

いろいろ御心配をおかけいたしましたけれども、ありがとうございました。

本日は、令和6年御嵩町議会第2回定例会を招集させていただきましたところ、御参集賜りまして誠にありがとうございます。6月25日までの14日間にわたり数多くの案件につきまして御審議賜ります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、3月の第1回定例会以降の町政及び御嵩町を取り巻く話題のうち、主な事柄について何点か御報告を申し上げます。

初めに、今年度実施いたしました行政組織機構改革について御報告申し上げます。

4月1日から組織改編を行い、主な内容といたしましては、企画部を新設し、企画課、まちづくり課を総務部から移管いたしました。

企画課にはデジタル推進係、環境政策係を新設し、生活の利便性、行政業務の効率化などのDX推進、従来の環境モデル都市推進室の施策を引き継いだSDGs、脱炭素対策の強化などを図ります。

まちづくり課には観光資源活用係を新設し、令和8年度に完成を見込む願興寺本堂を含めた中山道観光の一層の推進を中心とした観光施策、またファンクラブ、まちづくり協議会を推進してまいります。

また、最近では住民が抱える福祉の課題が8050問題、介護と育児のダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりのように、一つの世帯で複数の課題が複雑に絡み合っている存在しています。本町は、これらの課題を解決するため、高齢、障害、子供、生活困窮の相談に対し、属性・世

代を問わない相談体制としての整備を進めてまいりましたが、今年度から新たに御嵩町社会福祉協議会に委託した地域包括支援センターをはじめ障害者基幹相談支援センター、こども家庭センターを北庁舎第6会議室に相談拠点として設置し、整備・集約いたしました。今後も必要な支援が届いていない方に対し、積極的かつ継続的に訪問、相談を実施し、本町の重層的支援体制整備の構築を進めてまいります。

次に、最近のイベントについて御案内申し上げます。

4月7日に開催されました御嵩薬師祭礼では、絶好の天気の下、延べ3,000の方が来場され、シキミの枝で頭をたたいて回ることによって厄よけがされるというユニークな舞である蠅追と獅子による舞がこの祭りのハイライトとなり、1,000年以上にわたり受け継がれてきた伝統ある祭礼が無事成功に終わりました。

ゴールデンウイーク明けの5月12日に開催されました第41回みたけの森まつりに関しましては、例年みたけの森ささゆりまつりとして、ササユリが見頃の時期である6月初旬頃に開催しておりましたが、梅雨による悪天候の影響などによりこの6年間は開催されませんでした。しかし、今年は開催時期と名称を変更して6年ぶりの開催となったにもかかわらず、多くの出店やイベント開催の影響もあり、延べ800の方が緑豊かなみたけの森に来場され、ダンス、演奏発表、スタンプラリー、ノルディックウォーキング、チェーンソーアートなどのイベントを楽しんでいただきました。

このように大変盛況に終わることができたことに関しまして、みたけの森まつり実行委員会のほか、イベントに御協力いただいた方々にこの場をお借りし感謝申し上げます。今後も様々な場面でみたけの森を活用していきたいと考えております。

続いて、観光資源の活用について少し触れさせていただきます。

4月22日、株式会社リトルクリエイティブセンターとタウンプロモーションの推進に関する連携協定を締結いたしました。これにより同社が東京で運営している岐阜県のアンテナショップ「岐阜トーキョー」において、御嵩町の観光パンフレットの設置やみたけのええもんの一部の展示販売が始まっております。今後も本協定に基づく官民連携によるタウンプロモーションの推進により、まちの魅力向上・発信を図り、関係人口、交流人口の増加や移住・定住の促進を通じた持続可能な地域社会の形成・発展を目指してまいります。

例えば、町の魅力向上という点でいいますと、本町は観光客が殺到する観光地としてのイメージは強くないものの、新聞やテレビなど様々なメディアで町内の各所が紹介されており、まだまだ知られていない魅力ある場所や物など、観光資源としての伸び代が十分にあるということを改めて感じております。ある調査によりますと、本町における訪日外国人客数の伸び率が全国市町村別トップ100のうち34位であったということをございました。この調査による全国

上位5市町村の人口はいずれも5万人以下であり、訪日外国人の目的地として相対的に都市部よりも田舎まちが選ばれていることがうかがわれます。

この調査で本町が上位となった要因は、中山道を歩く外国人観光客の増加であると推測をしております。特に、自然の風景や歴史的な景観を楽しみながら一定のコースをハイキングするハイカーと呼ばれる外国人観光客から注目を集めております。世界各国の名所を巡る言わば目の肥えたハイカーの皆様から、私たちの住むふるさと御嵩町が伝統的な日本文化を感じることができ、自然が美しい中山道のあるまちと認識され、選ばれ好まれているということは非常に喜ばしいことであると思っております。

具体的には、本町の御嶽宿は名鉄広見線の終着駅であるということがアクセス的にも出発として適しているようで、御嶽宿出発のツアーが多く組まれているようでございます。出発前には御嶽宿わいわい館に立ち寄っていただき、ツアーガイドの方からレクチャーを受けて多くの方々が出発をされています。まちではこの盛り上がりをチャンスと捉えており、御嶽宿わいわい館での外国語表記の充実やおもてなし誘客できる施設にブラッシュアップするとともに、外国人ハイカーの皆様を含む国内外の観光客が施設にいながら、また道中スマートフォンで視聴できる史跡や町特産品の魅力動画を作成し、観光資源の活用につなげるための補正予算を計上させていただいております。

機を逃すことなく、これからも積極的に町の魅力ある観光資源の活用に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、伏見小学校大規模改造工事についてでございます。

3月の第1回定例会におきまして、工事期限を令和8年3月27日とした工事請負契約の締結を行い、4月に入りまして地元住民や保護者の方々への工事説明会を行いました。8月中旬の完成を目指した仮設校舎の建設工事に着手し、8月下旬には仮設校舎に引っ越しを行い、南舎と北舎の大規模改造工事に取りかかる予定としております。

小学校の夏休み期間中に作業を実施し、仮設校舎において現庁舎の各種ネットワークを利用できるよう、設備の移設、構築について補正予算を計上させていただいております。

今後、工事につきましては、子供たち、また近隣住民の皆様に対し、交通面及び環境面での安全・安心への配慮を最大限行いながら進めてまいります。

また、重点課題の一つであります町民の安全・安心を第一に進めています亜炭鉱跡対策事業について御報告申し上げます。

令和2年度の国の補正予算で措置された南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業は、いよいよ事業期間の最終年度を迎えました。この事業に使える基金は余すことなく活用し、より多くの皆様に安全・安心を御提供するために各工事とも受注者と協議を重ね、現場での施工

と精査作業を行っているところでございます。

これまでに5つの防災工事を並行して進めてきましたが、第2期、第6期、第7－2期の3つの防災工事が今月末に工期を迎えることから、工事实績に伴う工事請負契約の変更に関する議案3件を本定例会に提出させていただいております。

残る2つの防災工事も施工状況を見極めながら基金全額を有効活用できるよう最大限の努力をしておりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。あわせて、次期補助金採択に向け、国への要望に一層力を入れてまいりたいと考えております。

中学校部活動の地域移行につきましては、令和7年度までの移行期間の間に部活動の地域連携やみたけスポーツ・文化倶楽部への移行に向けた環境の整備を図る必要がございます。今回、令和6年度にスポーツ庁が実施する運動部活動の地域スポーツクラブ活動体制整備事業に応募し、委託金を受けて事業を実施することとなりましたので、この実証実験を実施するための補正予算を計上させていただいております。

今後、生徒の多様なニーズに応えられるよう指導者の養成や資質向上を図ってまいります。具体的には、地域クラブ活動に携わる指導者に対して、地域の実情や地域クラブ活動の方針、参加者の志向などに応じた研修機会を提供するとともに、指導者が学び続けられる仕組みづくりや指導者資格の取得を目指す環境整備を進め、これらを通して指導者の確保をはじめ指導者の質の保証、適切な指導の方法等を検証してまいりたいと思います。

現在進めております新庁舎等整備事業について御報告申し上げます。

新庁舎等整備事業につきましては、約5か月間にわたる第三者検証委員会の検証作業を終え、先般4月4日に調査報告書が提出されました。町では受け取った調査報告書を同日付でホームページに公開するとともに、その後、地権者の皆様に対する説明会を開催いたしました。

また、4月30日から5月2日にかけて調査報告書の内容に関する町民説明会を町内3会場において実施し、町民の皆様からは、問題なしとの結論を受け止め、速やかに事業を進めてほしいといった意見や、候補地選定や総事業費の面で住民の疑問は残っているといった多くの意見を伺ったところでございます。

私は、これまでいろんな立場の皆様からの御意見に対し、真摯に耳を傾け、慎重に検討し熟慮してまいりました。町民の皆様への安全・安心をお守りすべき立場として、また町民の皆様への生活福祉の向上に専心すべき立場として、最適の方法を導き、本事業を進めてまいりたいと考えております。

御承知のとおり、現庁舎の耐震性は非常に低い状況でございます。調査報告書の中でも、現庁舎は防災拠点としては脆弱で危険性が非常に高いということが指摘されております。また、事業が中断し、今後の方針が見えない中で御不安や御迷惑をおかけしている関係者の皆様も多

くおられます。そういった観点から、本事業はいたずらに時間をかけることなく、見直すべきところは見直した上で、大きな枠組みといたしますか、この課題を前に進めるための方針を町政の両輪である議会の一定の合意の下示していく必要があるというふうに考えております。つきましては、議会に呼びかけ、本事業の今後の方針と見直しの内容を全ての議員の皆様と一緒に場で意見交換を行い、一定の合意方針に達することを目的とする御嵩町及び御嵩町議会新庁舎等整備事業懇談会を設置いたしたいと思っております。

懇談会はスピード感を持って議論に臨むべく、7月31日までという短い期限を区切った形で集中的に議論を進めることとしております。本日、この後、早速第1回目の懇談会を開催いたしたいと思っております。議員の皆様におかれましては、今後の町政を見据えた観点から忌憚のない御意見を賜りますとともに、これから先に進むための合意形成に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、リニア発生土置場計画について御報告申し上げます。

長年の課題となっておりますリニア発生土置場につきましては、御嵩町リニア発生土置場計画審議会からの答申をいただいた後、町として検討を重ね、5月10日にJR東海との協議に臨む方針を発表させていただきました。

協議の方針といたしましては、リニアトンネル工事発生土のうち要対策土については、近隣他市で持ち出しなどの処理実績がある以上、町有地である候補地Bでの恒久処分とする現計画は認められず、JR東海へ対策を求め協議を行っていくというものでございます。地元を伺う中でも不安の声が多く聞かれたほか、他市での処理実績があることを踏まえると、町としては受け入れられないと判断し、このような方針を決定いたしました。

次に、基準値内の健全土については、盛土計画の安全性の確保及びその担保について協議してまいります。また、町主導による安全性のチェック、監視体制の構築を求め、JR東海と協議をしてまいります。

このように、健全土の計画地への受入れと環境保全については、一切認めず協議に応じないということではなく、JR東海と協議・協力しながら保全対策を進めていく方針でございます。候補地が生物多様性を保全する上で重要な場所であり、特に配慮が必要な場所であることを認識した上で、この課題解決を前に進めていくためには総合的に判断し、計画の全否定ではなく、計画の一部修正も含めながらの受入れはやむを得ないと判断し、このような方針を決定いたしました。

5月14日、この協議方針をJR東海に伝達し、協議を開始したところでございましたが、その翌日15日に瑞浪市大湫町地内でリニア中央新幹線のトンネル掘削工事が原因と見られる共同水源などの水位低下が起きたとの報道がございました。瑞浪市と同様、地下水を生活用水や農

業用水などに利用している住民の方がいらっしゃる本町においては住民の皆様の不安が高まることも想定をされます。当件の事実関係が明らかとなり、皆様の不安が払拭された上でJR東海との発生土置場に関する協議は進めるべきと判断をいたしました。このため、5月16日に事実関係の詳細な説明を求め、その原因と対策の報告、事案発生時の連絡体制の改善を申し入れるとともに、明確な回答が得られるまでの間は発生土置場に関する協議を停止することをJR東海に通知したところでございます。

引き続き事態の改善を注視していくとともに、これまで以上に県や中央新幹線の沿線市と連携し、対応を図ってまいりたいと思います。

最後に、本定例会に提出いたしました案件について申し述べます。

御嵩町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例につきましては、令和5年第3回定例会におきまして、地区計画等の策定の前提条件となる御嵩町地区計画等の案の作成手続に関する条例の議決をいただき、その後、令和6年4月1日付で都市計画決定がされた可児御嵩インターチェンジ工業団地地区計画の地区整備計画において、建築物等に関する一定の用途制限を定めております。本条例は、この地区整備計画で定めた用途制限について、実効性を担保するため罰則規定などを盛り込んだ条例として提出するものでございます。

財産の取得につきましては2件ございます。

1件目は、経年劣化によりパフォーマンスが低下した小学校教職員用の校務端末等を更新するものでございます。更新する端末は、現在使用している学習系端末との将来的な統合を想定した仕様としております。

2件目は、新規購入から20年以上が経過し、一般的な更新基準を超過した給食配送車を更新するものでございます。納車までに相当の期間を要することが想定されますので、本定例会において議案を提出するものでございます。

続いて、令和6年度御嵩町一般会計補正予算の概要について説明を申し上げます。

まず、歳入につきましては、低所得世帯支援のための給付金事業の実施に伴う臨時交付金を8,355万9,000円、新型コロナウイルス感染症5類移行に伴うワクチン接種定期接種化に係るワクチン生産体制等緊急整備基金助成金を2,448万5,000円計上したほか、文化財保護のための県補助金などを計上しております。

次に、歳出の主なものとして、総務費では、能登半島地震被災地支援に係る職員派遣のための旅費などを計上しております。

民生費では、低所得者世帯への物価高騰対策、生活支援のための給付金事業として歳入と同額を計上しているほか、新型コロナワクチン個別予防接種委託料として3,894万円を計上しております。

土木費では、御嵩地区末国アンダーパスポンプ更新工事費に250万円を、教育費では、御嵩公民館ホールにおける柔道畳の取替え修繕費に280万9,000円をそれぞれ計上しております。

これらを踏まえ、補正予算額は、歳入歳出ともに1億4,110万8,000円を追加する内容となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、令和6年度御嵩町一般会計補正予算及び提出議案の概要について御説明申し上げます。

本定例会に提出する案件といたしましては、町長報告7件、承認案件6件、補正予算1件、条例2件、その他議決議案が6件の合計22件でございます。

後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（大沢まり子君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 鈴木秀和君、7番 清水亮太君の2名を指名いたします。

会期の決定

議長（大沢まり子君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る5月7日の議会運営委員会において、本日より6月25日までの14日間と決めさせていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より6月25日までの14日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

諸般の報告

議長（大沢まり子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 帯状疱疹ワクチン接種の助成制度創設を求める陳情、2. 定例監査実施報告書、3. 随時監査実施報告書、4. 財政援助団体等監査実施報告書、5. 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和6年2月分から4月分まで）、以上の5件、写しを配付し議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

町長報告を行います。

報告第1号 令和5年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について、報告第2号 令和5年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号 令和5年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝君。

総務課長（土谷浩輝君）

おはようございます。

それでは、報告第1号から報告第3号まで、3件続けて御説明いたします。

まず報告第1号 令和5年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書について御説明いたします。

諸般の報告つづり1ページをお願いします。

令和5年度御嵩町一般会計予算の消防費を令和6年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により繰越額を御報告させていただきます。

2ページをお願いします。

この継続費繰越計算書は、令和5年度から令和6年度へ繰越しを行った南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業の繰越計算書です。

表の中ほど、令和5年度継続費予算現額の合計欄39億1,153万9,920円のうち、令和5年度で実際に執行した支出済額38億1,834万1,970円を差し引いた残額9,319万7,950円を全額令和6年度へ逡次繰越額としております。

なお、一番右の特定財源のその他の欄にある金額9,319万7,950円は、亜炭鉱跡対策事業助成金でございます。

以上で令和5年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告を終わります。

続きまして、3ページをお願いします。

報告第2号 令和5年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

令和5年度御嵩町一般会計予算の一部の事業を令和6年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越額を報告するものです。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書を掲載しておりますが、繰越明許費5件について、款項及び事業名ごとに翌年度繰越額、財源内訳などを記載しています。

表の中ほどの金額欄は、令和5年度の繰越明許費で定めた翌年度へ繰越しができる限度額を表しています。その右横、翌年度繰越額欄が限度額の範囲内で、実際に令和6年度へ繰り越した金額を表しています。

それぞれの事業内容は、既に御説明しておりますので省略させていただきます。

まず、1行目の新庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会事業は37万2,000円を繰り越しました。こちらの事業は4月に完了しております。

2行目の戸籍関連システム改修事業は1,229万3,000円を繰り越しました。こちらは全額国庫補助金です。

3行目、新型コロナウイルスワクチン接種事業は201万円を繰り越しました。こちらも全額国庫補助金です。

4行目の橋梁維持事業は207万1,000円を繰り越しました。特定財源は、国の道路メンテナンス補助金と地方債となっています。

5行目、伏見小学校大規模改造事業は6億3,440万3,000円を繰り越しました。特定財源として、国庫補助金学校施設環境改善交付金と地方債となっております。

特定財源を除いた1,076万9,000円が令和5年度から令和6年度へ繰り越す一般財源となります。

以上で令和5年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

引き続き、報告第3号について御説明いたします。

5ページをお願いします。

報告第3号 令和5年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

令和5年度御嵩町一般会計予算の土木費を令和6年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により繰越額を報告するものです。

6ページをお願いします。

事故繰越しをしました事業は、排水新設改良事業の井尻川改修（第7工区）工事費用です。

井尻川の改修工事につきましては、地元水利組合との調整に時間を要し工事再開時期が遅れたことに加え、天候不良が続いたことにより年度内の完成が見込めなくなりました。このため、改修工事予算を令和6年度へ事故繰越ししたものです。

翌年度への繰越額は1,060万円です。

財源内訳の既収入特定財源は河川債です。

以上で令和5年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告を終わります。

議長（大沢まり子君）

報告第4号 令和5年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

おはようございます。

それでは、諸般の報告つづり7ページをお願いいたします。

報告第4号 令和5年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明いたします。

令和5年度御嵩町水道事業会計予算の建設改良費を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

次の8ページが予算繰越計算書となります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越は、表のとおり2事業です。

事業名は、いずれも美佐野加圧ポンプ場移転に関する事業で、1つ目の事業は境界調査測量業務、次の事業は建物補償調査業務であり、繰越額は合わせて333万2,000円、財源は全て損益勘定留保資金で記載のとおりとなっております。

繰越しの理由は、所有者が遠方のため、現地立会の調整に不測の日数を要したためであります。

以上で報告第4項の説明を終わります。

議長（大沢まり子君）

報告第5号 専決処分報告について、報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 石原昭治君。

建設課長（石原昭治君）

それでは、報告第5号 専決処分報告について御説明いたします。

それでは、諸般の報告つづりの9ページをお願いします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以下に専決処分がございますが、令和6年御嵩町議会第1回定例会で議決されました工事請負契約について、令和6年3月26日付、専決第1号として専決処分をいたしました。

契約の目的は、町道三反田一切木線擁壁補修（2期）工事です。

契約の金額は、「8,369万1,300円」を「8,431万7,200円」に変更しました。

変更の理由は、仮設工数量の変更による増額で、契約の相手方は、株式会社天野建設です。

10ページをお願いします。

こちらは工事請負変更契約書の写しとなります。

次に、11ページをお願いします。

こちらは施工場所の位置図として、施工箇所は上之郷の耳神社付近です。

工事概要として主な変更は、道路舗装に伴うアスファルトがら運搬処分の増加です。

以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告についてを説明します。

諸般の報告つづりの13ページをお願いします。

報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

16、17ページをお願いいたします。

令和5年度御嵩町土地開発公社事業会計決算報告書になります。

1. 収益的収入及び支出の(1)収入ですが、款2の事業外収益では、17ページ決算額欄のとおり6万182円の収入がありました。これは、普通預金、定期預金の利息の182円と国債購入における有価証券利息の6万円の合計です。

次に、(2)支出ですが、款2販売費及び一般管理費で1万5,600円の支出がありました。内訳として、17ページの節1報酬として、監査委員に対する報酬9,000円と、2段下で同じく節1旅費として、理事会に出席された理事に対する費用弁償6,000円、同じく節3役務費として、理事長変更のため法人登記簿謄本取得による600円を予備費から充用して支出しています。

次に、18、19ページをお願いします。

2. 資本的収入及び支出ですが、令和5年度におきまして、収入及び支出ともにございませんでした。

次に20ページ、損益計算書をお願いします。

Ⅲ. 販売費及び一般管理費は、報酬、旅費、役務費の合計1万5,600円で、Ⅳの事業外収益

の受取利息182円と有価証券利息6万円の合計6万182円の差額4万4,582円が最下段の当期純利益となりました。

次に、21ページは貸借対照表で、次の22ページ、財産目録をお願いします。

資産の部として、Ⅰ．流動資産は、(1)現金及び預金の普通預金43万3,930円と定期預金400万円、(4)未収収益1万5,000円の合計444万8,930円です。

Ⅱ．固定資産は、(3)投資その他の資産の投資有価証券942万6,400円と御嵩町からの出資金500万円の合計1,442万6,400円で、資産合計は1,887万5,330円です。

次の23ページは、令和5年度のキャッシュ・フロー計算書です。

次に25ページ、令和5年度事業報告書をお願いします。

1．概況、(1)総括事項として、令和5年度土地開発公社の事業で新たな用地取得はありません。また、令和5年度末現在で保有する土地也没有ありません。

28ページをお願いいたします。

監査意見書の写しになります。

去る令和6年4月24日に決算監査を実施していただき、適切な処理をお認めいただいております。

以上が令和5年度御嵩町土地開発公社の決算報告となります。

次に、令和6年度御嵩町土地開発公社事業計画及び予算について御説明申し上げます。

それでは32ページ、令和6年度御嵩町土地開発公社事業計画をお願いいたします。

令和6年度におきまして、公有地の取得及び売却の予定はございません。

次に34ページ、令和6年度御嵩町土地開発公社予算をお願いします。

収入の第1款事業収益は、公有地取得の予定がないため収入を見込まず、第2款事業外収益には、第1項受取利息1,000円と第2項有価証券利息6万円、合計6万1,000円を計上しています。

支出においては第2款販売費及び一般管理費において、監事2名の報酬と理事3名の旅費合わせて1万5,000円、第4款の予備費の1万円を合わせて、支出合計2万5,000円を計上しています。

次の第3条、資本的収入及び支出では、公有地の取得及び売却の予定がないことから、収入支出とも予定ございません。

次の35ページ、36ページは収益的収支及び資本的収支の予算明細書、37ページは資金計画、次の38ページは損益計算書、39ページは貸借対照表です。後ほどお目通しをお願いします。

以上で報告第6号の説明を終わります。

議長（大沢まり子君）

報告第7号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

それでは、報告第7号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について御説明いたしますので、諸般の報告つづり40ページをお願いします。

町有地の信託に係る事務の処理状況を地方自治法第243条の3第3項の規定により御報告いたします。

次ページをお願いします。

森林経営信託財産目録になります。

1. 資産の部、信託森林の場所は、御嵩字北山1064番1ほか33筆で、増減はありません。

信託預入金は、累積で36万5,112円となっています。

2の負債の部では、借入金は200万円となっています。これは、第2期の信託経営を行うための回転資金として借入れしたものです。借入先は可茂森林組合です。

43ページをお願いします。

令和5年度森林経営信託事業実績になります。

間伐等を行う対象区域の面積は、森林簿上17.98ヘクタールで、実績は9.43ヘクタールとなりました。

材積は対象区域内で809立方メートルを見込みましたが、実績は743立方メートルとなりました。これは、当初計画時に見込んだ単位面積当たりの材積量に対して、木の成長などにより見込んだ材積より少なくなったものです。

作業道は、対象区域内で829メートルの計画に対し、実績は932メートルとなりました。これは、森林作業道の補助率が国費、県費、県費のかさ上げ分の合計で80%ですが、今後の岐阜県の財政状況により県費負担が難しくなり補助率が下がる可能性があるため、前倒しで実施したためです。

続きまして、次ページをお願いします。

令和5年度森林経営信託収支報告書になります。

1の収入の部では、間伐や作業道に係る補助金、用材や合板等による木材販売が主な収入となり、収入合計では2,214万5,757円。

2の支出の部では、現場の測量などを行う森林調査等をはじめ、利用間伐費を柱に作業道を開設、補助金申請に伴う手数料や市場に支払った手数料などの手数料が主な支出で、小計で2,203万6,817円となり、ここで令和5年度信託収益は10万8,940円となりましたので、この

3%が信託手数料となり、支出の計では2,204万85円となりました。

したがって、3の信託積立金の令和5年度では10万5,672円を積み立てることになりました。

次ページをお願いいたします。

令和6年度森林経営信託事業計画になります。

令和4年4月1日より令和14年3月31日までの10年間は第2期森林経営信託期間となります。当年度は間伐等の面積を16.42ヘクタールを計画しており、739立方メートルの用材またはパルプ材を間伐し、作業道では2,022メートルの施業を計画しています。

これに係る市の収入は、昨年度と同様に補助金、木材販売を主な収入に2,721万7,000円を予定し、2の支出においても利用間伐費、手数料を主な支出とし、2,721万7,000円を予定しています。

以上で報告第7号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告についての説明を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました承認第1号から承認第6号、議案第31号から議案第39号、発議第1号から発議第3号までの計18件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件18件を議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、承認関係について行います。

承認第1号、令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、承認第6号、御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝君。

総務課長（土谷浩輝君）

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづり1ページをお願いします。

令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりその報告を行い、承認を求めるものです。

補正予算つづりの令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）の2ページをお願いいたします。

第1条第1項で歳入歳出予算の総額に1億5,025万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億3,083万5,000円とする旨、規定しています。

それでは、8ページをお願いします。

歳入の補正ですが、8ページ、款02地方譲与税から11ページの款12交通安全対策特別交付金まで、額の確定に伴い補正をいたしております。

次に歳出です。

12ページをお願いします。

まず、目15諸費では、過誤納金還付金として2,650万円を追加しております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業の実績により、国庫補助金等への返還でございます。

次に、目16基金費は1億2,375万8,000円を計上しています。財政調整基金に2,375万8,000円、公共施設等総合管理基金に1億円をそれぞれ積み立てております。

以上で承認第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

引き続き、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

議案つづり21ページをお願いします。

御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告し、議会の承認を求めるものであります。

資料つづりの44ページをお願いします。

改正の趣旨は、令和5年6月9日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の改正の施行日が決まったことに伴い、改正をいたします。

改正の概要は、法の別表第2に記載されていた情報連携が廃止されましたが、新たに主務省令で規定されたことで、引き続き情報連携を行うことが可能になりました。そのため、本町の関係する条例の引用条項の改正を行っております。

具体的な改正内容は、45ページ、新旧対照表を御覧ください。

第2条において新たに定義された用語を定めています。

第4条で、法別表第2から引用していた文言をそれぞれ特定個人利用事務及び利用特定個人情報に改めております。

なお、施行日は、令和6年5月27日としており、これは法の施行日と同日にしております。

以上で承認第6号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

承認第2号、御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

それでは、お手元の議案つづり2ページをお願いいたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日付、専決第2号で専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

条例の改正文は次の3ページですが、改正内容については資料で御説明いたしますので、資料つづり1ページをお願いいたします。

改正趣旨でございますが、令和6年4月1日から水道法等に関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことに伴い、条例で参照する大臣や省令の名称について所要の改正をするものです。

改正の概要です。

1として、水道法等に関する厚生労働大臣からの移管の概要は、水質または衛生に関する事務を環境大臣に、それ以外の水道整備・管理に関する事務を国土交通大臣に移管します。

2として、条例改正の概要は記載のとおりです。

施行日は、令和6年4月1日であります。

新旧対照表は次の2ページに添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で承認第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

承認第3号、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 丸山浩史君。

税務課長（丸山浩史君）

それでは、承認第3号について説明をさせていただきます。

議案つづり 4 ページをお願いいたします。

御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付、専決第4号で専決処分を行いましたので、議会の承認を求めるものでございます。

次の5ページから18ページに専決処分を行いました御嵩町町税条例の一部を改正する条例をお示ししておりますが、資料のほうで説明をいたしますので、資料つづり3ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、令和6年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、御嵩町町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容について御説明をいたします。

1つ目は、定額減税になります。

令和6年度分個人住民税から減税を実施するものでございます。

減税の金額は、本人1万円、扶養親族1人につき1万円です。

減税の実施方法についてですが、給与所得者の場合は、令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の年税額を令和6年7月から令和7年5月の11か月でならした税額を徴収する方法での減税になります。

普通徴収者の場合は、令和6年度の第1期分の税額から減税し、減税し切れない場合は第2期分以降の税額から順次減税をします。

次のページ、4ページをお願いします。

年金所得者の場合は、令和6年10月分の特別徴収税額から減税し、減税し切れない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次減税をします。

この定額減税による減収額は、全額国費で補填されることとなります。

2つ目は、固定資産税の関係になります。

令和6年度は3年に1度の固定資産税評価額の評価替えの年に当たります。評価額の変動によって生じる急激な税負担の変化を緩和する制度を令和8年度までの3年間延長するものでございます。

①として、負担調整措置の延長でございます。

評価額が急激に上昇した場合でも税額の上昇は緩やかになるよう、課税標準額を徐々に本来の額に近づけていく措置を延長するものでございます。

②下落修正措置の延長です。

固定資産税（土地）の評価額については原則3年間据え置かれます。ただし、地価の下落傾

向が見られる場合には、毎年評価額を下落修正できる措置を延長するものでございます。

3つ目は、その他地方税法等の改正に伴う条ずれ、項ずれ等の所要の改正となります。

なお、施行日は一部の規定を除き公布の日からで、公布日は令和6年4月1日でございます。

以下、資料つづり5ページから36ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で承認第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

承認第4号、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。

お手元の議案書つづり19ページを御覧ください。

今回、専決処分の承認を求めるものは、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定で、法令の改正が令和6年3月30日に行われたことにより、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分とし、同条第3項に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

資料にて説明させていただきますので、資料つづり37ページを御覧ください。

改正の趣旨でございますが、令和6年度税制改正に伴い、地方税法施行令が改正され、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料軽減を図るため、課税限度額などが見直されたことから改正を行うものでございます。

改正点は2点で、1点目は課税限度額の変更でございます。

後期高齢者支援金分の限度額を「22万円」から「24万円」に変更するものでございます。

2点目は減額に係る所得の基準の変更で、5割軽減が「29万円」から「29万5,000円」に、2割軽減が「53万5,000円」から「54万5,000円」に変更されるものでございます。

施行日は公布の日、公布の日は、令和6年4月1日となっております。

適用区分といたしまして、改正後の御嵩町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度以前までの保険税については従前の例によります。

資料38ページから41ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で承認第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

承認第5号、御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづり20ページをお願いいたします。

御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、その報告を行い、承認を求めるものでございます。

資料つづり42ページをお願いします。

改正趣旨は、地域再生法に基づき認められております固定資産税の減収補填措置の適用期限が令和6年3月31日までとなっておりましたが、この根拠となる地域再生計画の期間延長につきまして、令和8年3月31日まで認められたことに伴い条例の一部を改正するものであります。

本条例は、特定業務施設を新設または増設した認定事業者に係る固定資産税の課税免除及び不均一課税について定めたものですが、今回の改正の概要は、第2条第1項の改正を行うもので、令和8年3月31日まで認定事業者の対象期間を延長するものであります。

施行日は、公布の日です。

次の43ページに新旧対照表を掲載しております。

以上で承認第5号の説明を終わります。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時30分とします。

午前10時13分 休憩

午前10時30分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

次に補正予算、条例などに入ります。

議案第31号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝君。

総務課長（土谷浩輝君）

それでは、議案第31号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

令和6年度御嵩町一般会計補正予算書の表紙をおめくりいただき、2ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に1億4,110万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を96億9,710万8,000円とする旨、規定しています。

7ページをお願いいたします。

まず歳入です。

款15国庫支出金、目02民生費国庫補助金、節10物価高騰対策費補助金は、低所得世帯への物価高騰対策給付金事業への補助金として8,355万9,000円の追加。

同じく国庫支出金、目03教育費委託金、節02教育総務費委託金は、中学校の部活動の地域移行体制構築に対する補助金として183万円の追加。

款16県支出金、目01総務費県補助金、節05観光費補助金は、みたけのええもんや中山道の史跡等の魅力を伝える動画制作事業と御嶽宿わいわい館のブラッシュアップ事業への補助金として177万4,000円。

目07教育費県補助金、節02生涯学習費補助金は、御嵩薬師祭礼山車の修繕に対する補助金として57万7,000円をそれぞれ追加しております。

款16県支出金、目05教育費委託金は、上之郷小学校の4年生から6年生と上之郷中学校が実施するふるさと魅力体験事業への委託金として30万円の追加。

8ページをお願いします。

款19繰入金、目01財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整です。

款21諸収入、目06雑入、節01総務費雑入は、とうしん地域振興協力基金助成金の助成決定による25万円の追加。

節03衛生費雑入は、令和6年度からコロナワクチン接種が定期接種化されたことに対する助成金として2,448万5,000円の追加。

節08教育費雑入は、スポーツ振興くじ助成金の助成内示による164万8,000円の追加です。

9ページをお願いします。

歳出です。

款02総務費、目01一般管理費、節08旅費は、能登半島地震避難所支援のための職員派遣分の旅費として30万円の増額。

節12委託料は、定額減税の対応や児童手当の拡充等に際しての給与システムの改修業務委託料として69万3,000円の追加。

目04電算管理費、節12委託料は、伏見小学校仮設校舎へのネットワーク設備の移転業務として379万5,000円の追加。

目06庁舎整備費、節12委託料は、庁舎の執務スペースのレイアウト検討業務として50万円の追加。

目08まちづくり推進費、節04共済費と節08旅費は、まちづくり指導員の採用に伴い、必要な額をそれぞれ増額させていただきます。

節10需用費と節12委託料は、みたけのええもんや中山道の史跡等の魅力を伝える動画制作事業と御嶽宿わいわい館のブラッシュアップ事業に伴う増額になります。

款03民生費、目10物価高騰対策費は、低所得世帯への物価高騰対策のための給付金事業の実施における各種経費になります。

節03職員手当等から節11役務費までは、職員の時間外勤務手当や消耗品費、郵便代等を追加。節12委託料は、給付事務に係るシステム改修費に759万円。

10ページをお願いします。

節18負担金、補助及び交付金は、支援給付金として7,500万円を追加しております。

款04衛生費、目02予防費は、新型コロナウイルスワクチン個別予防接種の委託料として3,894万円の増額。

款08土木費、目01土木総務費は、御嵩地区末国アンダーパスポンプ更新工事として250万円の追加。

款10教育費、目02事務局費は、中学校部活動の地域移行事業として指導者への謝礼183万円を追加しております。

11ページをお願いします。

款10教育費、項02小学校費、目02教育振興費は、上之郷小学校の4年生から6年生を対象にしたふるさと魅力体験事業の実施に伴う必要経費を増額。

項03中学校費、目02教育振興費も上之郷中学校を対象にしたふるさと魅力体験事業の増額になります。

その下、款10教育費、目02公民館費、節10需用費は、御嵩公民館の1階ホールの柔道場の畳の取替えとして280万9,000円の増額。

目05文化財維持費は、願興寺霊宝殿の防犯装置の修繕への補助金と御嵩薬師祭礼山車の修繕への補助金として合わせて95万4,000円を増額。

目07郷土館費は、会計年度任用職員の費用弁償の増額になります。

目08図書館費は、中山道みたけ館のエアコン室外機の修繕料として102万4,000円を増額しております。

なお、12ページと13ページには給与費明細書をおつけしておりますので、後ほどのお目通しをお願いします。

以上で、議案第31号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第32号 御嵩町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 石原昭治君。

建設課長（石原昭治君）

それでは、議案第32号 御嵩町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について御説明させていただきます。

議案つづりは24ページになりますが、議案資料で説明いたしますので、資料つづり46ページをお願いします。

制定趣旨としまして、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物に関する制限について、必要な事項を定める条例を制定するものです。

概要として、令和6年4月1日に都市計画決定しました可児御嵩インターチェンジ工業団地地区計画では、その地区整備計画において、建築物等に関する一定の用途制限を定めております。この地区整備計画で定めた用途制限について、その実効性を高めるため、違反した場合の罰則規定を有した条例を制定するものでございます。

主な規定では、第4条、建築物の用途の制限として、工業地域内に建築してはならない建築物として、建築基準法別表第2（を）項に掲げる建築物のほか、床面積15平方メートルを超える畜舎、マージャン屋、パチンコ屋などです。

詳細は別表第2として議案つづり26ページに掲載してありますので、後ほど御覧願います。

また、第8条、罰則として、違反した場合における建築物の建築主は50万円以下の罰金を処するとしています。

施行日は、令和6年7月1日です。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第33号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉子ども課長 古川孝君。

福祉子ども課長（古川 孝君）

それでは、議案第33号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

改正条例案は、議案つづりの27ページのとおりですが、資料にて御説明いたしますので、資料つづりの47ページをお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨としましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、必要な改正を行うものです。

改正の概要としましては、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士及び保育従事者の配置基準の見直しです。

満3歳以上4歳に満たない児童に係る配置基準をおおむね20人に1人からおおむね15人に1人へ変更、満4歳以上の児童に係る配置基準をおおむね30人に1人からおおむね25人に1人へと変更しております。

その他所要の改正を行っております。

この条例の施行日は、公布の日です。

また、以下のとおり経過措置を設けております。

48ページ以降の新旧対照表につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で議案第33号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第34号 財産の取得について、議案第39号 財産の取得について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 高木雅春君。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春君）

それでは、議案第34号 財産の取得について説明をいたします。

議案つづりの29ページをお願いいたします。

次のとおり物品を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

取得する物品は、小学校教職員用校務端末です。

取得の方法は指名競争入札です。

取得金額は1,595万円です。

取得の相手方は、岐阜県可児市羽崎495番地1、中部事務機株式会社東濃支店、代表取締役辻慶一であります。

次に、資料つづりを御用意いただき、51ページをお願いいたします。

売買仮契約書の写しを添付しております。

小学校教職員が校務で使用している端末が購入後8年を経過し、パフォーマンスがかなり低下しているため、3小学校、計67台の校務用端末を購入するものです。

5月17日に仮契約を締結しており、履行期限は令和6年9月30日としております。

次に、52ページをお願いいたします。

こちらは入札執行結果公表一覧表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第34号の説明を終わります。

引き続き、議案その2つづりの4ページをお願いいたします。

議案第39号 財産の取得について説明をいたします。

次のとおり物品を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

取得する物品は給食配送車です。

取得の方法は指名競争入札です。

取得金額は902万円です。

取得の相手方は、岐阜県可児郡御嵩町中2132番地15、有限会社山田サービス、取締役 山田一広であります。

次に、資料つづりその2に移っていただき、10ページをお願いいたします。

売買仮契約書の写しを添付しております。

平成15年度に導入し、20年以上にわたり給食センターから各小・中学校へ給食を配送してきた配送車「おやどり」を更新するものです。

6月6日に仮契約を締結しており、履行期限は、令和7年7月31日としております。

次に、11ページをお願いいたします。

こちらは入札執行結果公表一覧表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第39号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第35号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第35号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更につ

いて御説明をさせていただきます。

議案書つづり30ページを御覧ください。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

資料にて説明させていただきますので、資料つづり53ページを御覧ください。

改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、令和6年12月2日以降、被保険者証及び資格証明書が発行されなくなることから、事務の変更、規約の改正を行うものでございます。

改正する規約は、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約で、別表第1中の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改正するものでございます。

施行日は、令和6年12月2日。

資料54ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第35号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第36号 工事請負契約の変更について、議案第37号 工事請負契約の変更について、議案第38号 工事請負契約の変更について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 木村公彦君。

亜炭鉱廃坑対策室長（木村公彦君）

それでは初めに、議案第36号 工事請負契約の変更について御説明させていただきます。

議案その2、1ページをお願いいたします。

議案第36号 工事請負契約の変更についてです。

令和6年御嵩町議会第1回定例会（議案第23号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的は、令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第2期防災工事です。

2. 契約の金額「16億6,555万7,300円」を「16億2,936万8,400円」に変更するものでございます。

3. 変更の理由ですけれども、工事内容の精査による減額でございます。

4. 契約の相手方は、飛島・國本起業特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社國本起業です。

続いて、資料つづりその2をお願いいたします。

1 ページ、2 ページでございます。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しています。3,618万8,900円を減額する仮契約を6月3日に締結しております。

3 ページを御覧ください。

工事の位置を説明した図面を添付しています。第2期防災工事の施工箇所は、御嵩町御嵩地内の東濃高校を含む私有地でございます。

左下の枠内に各工種の変更前と変更後の工事概要を掲載してございますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第36号の説明とさせていただきます。

引き続き、議案第37号に移らせていただきます。

議案その2に戻っていただきまして、2 ページをお願いいたします。

議案第37号 工事請負契約の変更についてでございます。

令和6年御嵩町議会第1回定例会（議案第25号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的は、令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第6期防災工事です。

2. 契約の金額ですけれども、「11億440万6,600円」を「11億7,959万8,200円」に変更するものです。

3. 変更の理由は、工事内容の精査による増額でございます。

4. 契約の相手方は、徳倉・御嵩重機特定建設工事共同企業体、代表構成員は徳倉建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社御嵩重機建設です。

続いて、資料つづりその2、4 ページ、5 ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しています。7,519万1,600円を増額する仮契約を6月3日に締結しております。

6 ページを御覧ください。

工事の位置を説明した図面を添付しています。第6期防災工事の施工箇所は、御嵩町古屋敷地内の古屋敷教育住宅を含む私有地でございます。

右上の枠内に各工種の変更前と変更後の工事概要を掲載してございますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第37号の説明とさせていただきます。

それでは、3議案の最後、議案第38号に移らせていただきます。

議案書のその2に戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

議案第38号 工事請負契約の変更についてです。

令和6年御嵩町議会第1回定例会（議案第26号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第7-2期防災工事です。

2. 契約の金額「16億8,784万円」を「15億9,372万700円」に変更するものです。

3. 変更の理由は、工事内容の精査による減額です。

4. 契約の相手方は、飛島・天野特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社天野建設です。

続きまして、資料つづりその2、7ページ、8ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しています。9,411万9,300円を減額する仮契約を6月3日に締結しております。

9ページを御覧ください。

工事の位置を説明した図面を添付しております。

第7-2期防災工事の施工箇所は、御嵩町中地内で、長瀬の一部と大庭台から大庭の民有地です。

右下の枠内に各工種の変更前と変更後の工事概要を掲載してございますので、御確認をお願いいたします。

以上が議案第38号の説明となります。

工事請負契約の変更について、議案3件について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

発議第1号 御嵩町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、発議第2号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議第3号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

2番 広川大介君。

2番（広川大介君）

それでは、発議第1号 御嵩町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案つづりは31ページ、資料つづりは55ページでございます。

御嵩町議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。令和6年6月12日提出。

提出者、御嵩町議会議員 広川大介、賛成者、御嵩町議会議員 高山由行議員、同じく鈴木秀和議員、同じく鈴木篤志議員。

条例の趣旨は、現在の社会情勢に照らして、議会における情報通信技術の積極的な活用を進めるに当たり、議場でのタブレット端末の利用など議会活動の効率化及び活性化を図るための改正を行うものでございます。

条例の概要は、第8条第2号で、広報手段として情報通信技術を踏まえたものとします。

第15条の2では、情報通信技術の活用に関する規定を新設します。

第18条第1項では、災害時における議会機能の的確な維持のために情報通信技術を積極的に活用する旨を追加します。

施行日は、公布の日でございます。

続きまして、発議第2号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案つづりは32ページ、資料つづりは57ページでございます。

御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。令和6年6月12日提出。
提出者、御嵩町議会議員 広川大介、賛成者、御嵩町議会議員 高山由行議員、同じく鈴木秀和議員、同じく鈴木篤志議員。

条例の趣旨は、議会改革の一環として議会及び議員活動の活性化、議会運営の効率化及びペーパーレス化に取り組むため、情報通信機器を委員会において使用できることを規定に加えるための所要の改正を行うものでございます。

また、現在の社会情勢に照らした文言調整や規定の見直しによる「標準」町村議会委員会条例の改正に伴う所要の改正も併せて行います。

条例の概要は、タブレット端末に係る改正は、第13条の2に開会の特例として、条件に該当する場合はオンラインによる方法を活用して委員会を開会することができる規定を、第14条2項では、オンラインにより出席した委員を出席委員とする旨の規定をそれぞれ新設します。

第18条第1項では、オンラインによる場合は秘密性の担保が困難な場合が多いため、秘密会とすることができる委員会からオンラインによる委員会を除外することを明示します。

その他、「標準」町村議会委員会条例の改正に伴う所要の改正を行います。

施行日は、公布の日でございます。

続きまして、発議第3号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。

議案つづりは35ページ、資料つづりは61ページでございます。

御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり提出する。令和6年6月12日提出。

提出者、御嵩町議会議員 広川大介、賛成者、御嵩町議会議員 高山由行議員、同じく鈴木秀和議員、同じく鈴木篤志議員。

改正の趣旨は、議会改革の一環として議会及び議会活動の活性化、議会運営の効率化及びペーパーレス化に取り組むため、情報通信機器を本会議において使用できることを規定に加えるための所要の改正を行うものでございます。

また、御嵩町議会委員会条例と同様に、現在の社会情勢に照らした文言調整や規定の見直しによる「標準」町村議会会議規則の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

規則の概要は、タブレット端末整備による所要の改正は、第103条の2で、議長が許可するタブレット端末を会議、委員会等において使用できることを規定します。

第107条では、会議中における閲覧禁止項目に情報通信端末機器を用いたインターネット情報を追加します。

その他、「標準」町村議会会議規則の改正に伴う所要の改正を行います。

施行日は、公布の日でございます。

御審議よろしくお願いいたします。以上で終わります。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は11時15分といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時15分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第34号 財産の取得について。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

すみません、これは協議会の折に質問するべきだったことかもしれませんが、今回端

末を新しく購入するというので、古いパソコンですね、これを処分するという方法なんですけれど、シンクライアントになっておいて、サーバーのほうにデータはあるとは思いますが、それぞれのパソコンにもそれぞれの先生方の使ったデータが残っておると思うんですけれども、このデータ消去ですね、これをどういった形で確認をしていくのかということをお一つ教えていただきたいんですけれども。

もう2点ばかり。新しいパソコン67台ですけれども、各小学校へはどのような台数で配分されるのか。それと、今回の定例会の町長からの挨拶にもございましたけれども、校務支援システム、これを導入していくという見込みがあるということなんですけれども、これの予定と伺いますか、このパソコンにどのように導入していくのかということも、ちょっと併せて教えていただきたいと思っております。

議長（大沢まり子君）

教育参事 高木雅春君。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春君）

それでは、山田議員の3点の質問について順次お答えさせていただきます。

1点目のデータ消去の確認方法につきましては、仕様には適正な処分方法でやってくださいということを記載してございますが、一応ハードディスクに穴を空けるようなことをお願いしております。その様子を完了検査のときに写真を添付していただくようお願いしております。そのことで確認をしていこうと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、各小学校への配分方法、配分数につきましては、上之郷小学校に12台、御嵩小学校に33台、伏見小学校に22台の計67台となっております。

続きまして、校務支援システムの導入はいつになるかということについてですが、実際のところ校務システムにつきましては、平成30年ぐらいから令和3年度まで伏見小学校のほうで国の実証事業を活用して導入しておりました。これを令和4年度から正式に伏見小学校で使えるようにしてございまして、続いて令和5年度から全学校で使えるように今はしてございまして、システムのほうはもうございまして、あとは新しいパソコンの中にインストールして使えるようになるということになりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第36号 工事請負契約の変更について。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第37号 工事請負契約の変更について。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第38号 工事請負契約の変更について。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月19日午前9時より開会しますので、よろしく願いいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時22分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 ま り 子

署 名 議 員 鈴 木 秀 和

署 名 議 員 清 水 亮 太

